

令和7年第1回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番号	件 名	頁
1 号	民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する意見書	1

議員提出議案 第1号

民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する意見書

提出先	<table><tr><td>衆議院議長 内閣総理大臣 総務大臣</td><td>参議院議長 財務大臣 厚生労働大臣</td></tr></table>	衆議院議長 内閣総理大臣 総務大臣	参議院議長 財務大臣 厚生労働大臣
衆議院議長 内閣総理大臣 総務大臣	参議院議長 財務大臣 厚生労働大臣		

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月21日提出

提出者	都城市議会議員	<u>川内 賢幸</u>
賛成者	〃	<u>別府 英樹</u>
賛成者	〃	<u>綿屋 善明</u>
賛成者	〃	<u>中村 千佐江</u>
賛成者	〃	<u>長友 潤治</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>徳留 八郎</u>

都城市議会議長 神脇 清照 様

民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する意見書

民生委員・児童委員制度は、制度創設から100周年を超え、超高齢社会を迎える今日、多様化、複雑化、深刻化する住民が直面する生活課題、福祉課題の解決のために重要な役割を担っています。

民生委員・児童委員の担う役割は増加の一途をたどっており、地域住民の身近な相談相手、見守り役、高齢者への支援、児童虐待への対応及び地域の行事参加や各種団体との調整等その活動は幅広く、地域福祉における役割は、ますます重要になっています。今では行政、社会福祉協議会、自治公民館などにとっても欠かすことのできないパートナーでもあります。

しかしながら、民生委員・児童委員は、地方公務員法が定める非常勤特別職の地方公務員でありながら、民生委員法第10条で「給与を支給しない」と定められていることから、無償のボランティアとされており、活動に係る費用の多くは自治体から支給されているのが現状であります。

また、今日では、福祉の分野のみならず、教育や災害対応などの分野においても民生委員・児童委員の重要性が明記されており、今や国民生活に欠かせない重要な役割を担っております。

これまで、民生委員活動費については、令和2年に国において、都道府県に交付される地方交付税の算定基礎に含まれている民生委員活動費1人当たり5万9千円から6万200円に増額されています。

しかしながら、多様化する活動、職責を行うための費用は、依然として十分とは言えず、より一層の支援が求められております。令和7年12月には、次の委員任期となることから、新たな任期での活動が安心して続けられるよう、令和8年以降の活動費において、国のより一層の理解が必要な状況です。

よって本市議会は、民生委員・児童委員活動の多様化と高齢化、担い手不足が大きな課題となっている現状を踏まえ、国に対し、我が国の社会財産ともいえる民生委員・児童委員制度を後世に引き継ぎ、維持・発展させていくために、下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 民生委員・児童委員の活動費を更に引き上げるための措置を早急に講じること。
- 2 民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備し、負担軽減となる支援をすること。
- 3 自治体が実施する民生委員・児童委員への支援体制に対し、財政支援等を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月21日

都 城 市 議 会

